

令和7年度 土木工事設計マニュアルの改定について

○業界からの意見等を踏まえた運用改定

頁	項目	改定内容	改定となった理由	担当
P1,2	設計図面の作成要領	C A D製図基準等に基づく記載の削除、変更	・ C A D製図基準等に基づく改定	企画部 技術管理課
P3	橋梁下部工	フーチング施工における鉄筋組立架台の検討	・ 施工時における品質確保、安全性確保のため	道路部 道路工事課

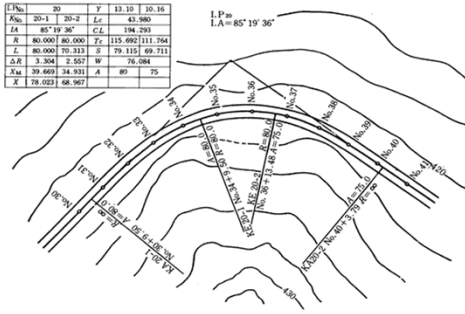
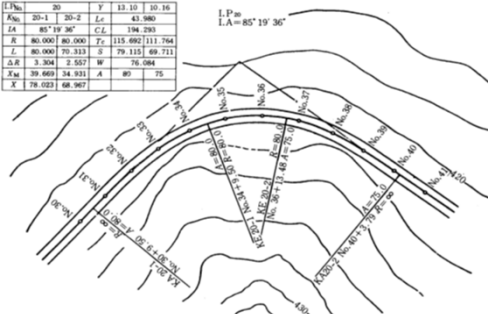
○新たに作成したマニュアル等の追加

頁	項目	改定内容	改定となった理由	担当
P4,5	プレキャスト工法選定マニュアル（案）	生産性向上に向けたプレキャスト工法選定マニュアル（案）の追加	・ 「生産性向上に向けたプレキャスト工法選定マニュアル（案）（令和6年3月 中国地整）」の追加	企画部 技術管理課
P6,7,8,9	BIM/CIM	活用対象、基準・要領等の更新	・ BIM/CIMの基準・要領等の改訂に基づく更新	企画部 技術管理課
	3次元データの活用ガイドライン（案）	点群データを活用した地形モデル作成ガイドライン（案）、CIM統合モデル作成ガイドライン（案）の追加	・ 測量～設計～施工で連携した3次元データの活用等を図るためガイドラインを反映	企画部 技術管理課

○本省通知や技術図書改訂等の反映

頁	項目	改定内容	改定となった理由	担当
P10	新技術	「テーマ設定型（技術公募）の比較表を公表した技術テーマ」の更新	・技術テーマ更新による改定	企画部 施工企画課
P11,12	ワイヤロープ式防護柵	明かり部におけるコンクリート舗装のワイヤロープ式防護柵についての追記	・令和5年11月6日付け事務連絡「明かり部におけるコンクリート舗装のワイヤロープ式防護柵について」を反映	道路部 交通対策課
P13	標識工	自転車歩行者専用道路に関する規制標識についての取扱いを追記	・令和5年3月17日付け通達「道路標識・区画線及び道路標識に関する命令の一部改正に伴う案内標識の取扱いについて」を反映	道路部 交通対策課
P14,15	適用示方書・指針等	指針等名称、発行所名、発行年月の更新	・適用示方書・指針改訂等による更新	各部 各課
P16	立体横断施設	適用基準等の発行年月の更新	・「道路の移動等円滑化に関するガイドライン（令和6年1月）」を反映	道路部 交通対策課
P17	歩道及び自転車通行空間	適用基準等の発行年月の更新	・「道路の移動等円滑化に関するガイドライン（令和6年1月）」「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（令和6年6月）」を反映	道路部 交通対策課
P18	橋梁の維持修繕	適用基準等の発行年月の更新	・「コンクリート標準示方書（維持管理編）（2022年制定）」を反映	道路部 道路管理課

改 定 理 由	CAD製図基準等に基づく改定	改 定																																																																																																							
		現 行																																																																																																							
現 行		改 定	備 考																																																																																																						
第1章 設 計 一 般 第1節 設計図面の作成要領（標準） 1－1 適用範囲 1）設計図の作成、取扱いについては本要領によるほか、国土交通省「CAD製図基準（案）」、中国地方整備局「調査・設計・測量業務等共通仕様書（及び別添）」によるものとする。 2）建設省土木構造物標準設計、中国地方整備局制定の小構造物標準設計図集、その他標準設計図集に収録されている場合は、その呼び名を明示することにより構造物等を省略することができる。 3）設計図面は電子複写普通紙を標準とする。 1－2 図面の種類 図面の種類は次の通りとする。 1)位 置 図 2)平 面 図 3)縦 断 面 図 4)標準横断面図 5)横 断 面 図 6)一 般 構 造 図 7)構造図（詳細図を含む） 8)そ の 他 1－3 図面の大きさ 図面の大きさは、A列サイズ（第1類） A1を標準とする。これによりがたい場合はA0またはA2～A4とする。 表 1－1 図面の大きさの種類（単位：mm） <table><tr><th colspan="2">A列サイズ(第1類)</th><th colspan="2">特別延長サイズ(第2類)</th><th colspan="2">例外延長サイズ(第3類)</th></tr><tr><th>呼び方</th><th>寸法 a×b</th><th>呼び方</th><th>寸法 a×b</th><th>呼び方</th><th>寸法 a×b</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>A0×2</td><td>1189×1682</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>A0×3※</td><td>1189×2523</td></tr><tr><td>A0</td><td>841×1189</td><td></td><td></td><td>A1×3</td><td>841×1783</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>A1×4※</td><td>841×2378</td></tr><tr><td>A1</td><td>594× 841</td><td></td><td></td><td>A2×3</td><td>594×1261</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>A2×4</td><td>594×1682</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>A2×5</td><td>594×2102</td></tr><tr><td>A2</td><td>420× 594</td><td>A3×3</td><td>420× 891</td><td>A3×5</td><td>420×1486</td></tr><tr><td></td><td></td><td>A3×4</td><td>420×1189</td><td>A3×6</td><td>420×1783</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>A3×7</td><td>420×2080</td></tr><tr><td>A3</td><td>297× 420</td><td>A4×3</td><td>297× 630</td><td>A4×5</td><td>297×1051</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>A4×6</td><td>297×1261</td></tr><tr><td></td><td></td><td>A4×4</td><td>297× 841</td><td>A4×7</td><td>297×1471</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>A4×8</td><td>297×1682</td></tr><tr><td>A4</td><td>210× 297</td><td></td><td></td><td>A4×9</td><td>297×1892</td></tr></table> 注＊ この大きさは、取り扱い上の不都合があるので、なるべく使用しない。 JIS Z 8311：1998（ISO 5457：1980）による 1-1-1		A列サイズ(第1類)		特別延長サイズ(第2類)		例外延長サイズ(第3類)		呼び方	寸法 a×b	呼び方	寸法 a×b	呼び方	寸法 a×b					A0×2	1189×1682					A0×3※	1189×2523	A0	841×1189			A1×3	841×1783					A1×4※	841×2378	A1	594× 841			A2×3	594×1261					A2×4	594×1682					A2×5	594×2102	A2	420× 594	A3×3	420× 891	A3×5	420×1486			A3×4	420×1189	A3×6	420×1783					A3×7	420×2080	A3	297× 420	A4×3	297× 630	A4×5	297×1051					A4×6	297×1261			A4×4	297× 841	A4×7	297×1471					A4×8	297×1682	A4	210× 297			A4×9	297×1892	第1章 設 計 一 般 第1節 設計図面の作成要領（標準） 1－1 適用範囲 1）設計図の作成、取扱いについては本要領によるほか、国土交通省「CAD製図基準（案）」、「CAD製図基準・同解説」、中国地方整備局「調査・設計・測量業務等共通仕様書（及び別添）」によるものとする。 2）建設省土木構造物標準設計、中国地方整備局制定の小構造物標準設計図集、その他標準設計図集に収録されている場合は、その呼び名を明示することにより構造物等を省略することができる。 3）設計図面の納品は、土木設計業務等の電子納品要領によるものとする。 削除	記載の変更、削除
A列サイズ(第1類)		特別延長サイズ(第2類)		例外延長サイズ(第3類)																																																																																																					
呼び方	寸法 a×b	呼び方	寸法 a×b	呼び方	寸法 a×b																																																																																																				
				A0×2	1189×1682																																																																																																				
				A0×3※	1189×2523																																																																																																				
A0	841×1189			A1×3	841×1783																																																																																																				
				A1×4※	841×2378																																																																																																				
A1	594× 841			A2×3	594×1261																																																																																																				
				A2×4	594×1682																																																																																																				
				A2×5	594×2102																																																																																																				
A2	420× 594	A3×3	420× 891	A3×5	420×1486																																																																																																				
		A3×4	420×1189	A3×6	420×1783																																																																																																				
				A3×7	420×2080																																																																																																				
A3	297× 420	A4×3	297× 630	A4×5	297×1051																																																																																																				
				A4×6	297×1261																																																																																																				
		A4×4	297× 841	A4×7	297×1471																																																																																																				
				A4×8	297×1682																																																																																																				
A4	210× 297			A4×9	297×1892																																																																																																				
積算上の注意事項																																																																																																									

改 定 理 由	CAD製図基準等に基づく改定	改 定																																																																																																																
		現 行																																																																																																																
現 行		改 定	備 考																																																																																																															
1-11 線種と線の太さ 製図に用いる線は、JIS Z8312:1999「製図に用いる線」に準ずる。 線の種類は原則として実線、破線、一点鎖線、二点鎖線、の4種類とし、用法は以下によるものとする。 <table><tr><th>線 種</th><th>外 観</th><th>主 な 用 法</th></tr><tr><td>実 線</td><td>————</td><td>可視部分を示す線、寸法および寸法補助線、引出線、破断線、輪郭線、中心線</td></tr><tr><td>破 線</td><td>-----</td><td>見えない部分の形を示す線</td></tr><tr><td>一 点 鎖 線</td><td>- · - · - · - ·</td><td>中心線、切断線、基準線、境界線、参考線</td></tr><tr><td>二 点 鎖 線</td><td>- · - · - · - ·</td><td>想像線、基準線、境界線、参考線などで一点鎖線と区別する必要があるとき。</td></tr></table> 線の太さの比率によって細線、太線、極太線の3種類とし、紙に出力する場合の太さの比率は細線：太線：極太線＝1：2：4とする。 1-12 設計図面作図要領 設計図面記載については、次の事項に注意して行なうものとする。 1) 平 面 図 (イ) 河川の堤防、護岸等は下流を起点として上流に向かって追番号とする。 (ロ) 道路は起点から終点に向かって追番号とする。 (ハ) 海岸は、海岸名ごとの起点から終点に向かって追番号とする。 (ニ) 明示の幅は、工事施工に必要な幅に余裕をもつ幅とする。 (ホ) 平面図には、計画工事箇所附近の現状地形のほか、計画路線、法線及びその中心観点番号並びに計画構造物等の平面的位置を表示する。 (ヘ) 平面図中において、現状の地形を表わす主要なる図式記号は、国土地理院の定めるものによる。 なお、道路における中心線の表示は次による。 <table><tr><th>[No]</th><th>20</th><th>Y</th><th>13.10</th><th>10.10</th></tr><tr><td>A_{No}</td><td>20-1</td><td>20-2</td><td>L</td><td>43.980</td></tr><tr><td>LA</td><td>85°19'36"</td><td>C/L</td><td>194.293</td><td></td></tr><tr><td>A</td><td>80.000</td><td>80.000</td><td>F_z</td><td>115.692 111.764</td></tr><tr><td>L</td><td>80.000</td><td>79.313</td><td>F</td><td>79.115 69.711</td></tr><tr><td>ΔR</td><td>3.304</td><td>2.557</td><td>W</td><td>76.084</td></tr><tr><td>X_m</td><td>39.669</td><td>34.931</td><td>A</td><td>89°</td></tr><tr><td>X</td><td>79.023</td><td>68.907</td><td></td><td></td></tr></table> 平面図は道、府、県、市、郡、町、村、大字、小字等行政区画の名称及び寺社、学校、官公庁等の主要工作物の名称を記入する。 1-1-6		線 種	外 観	主 な 用 法	実 線	————	可視部分を示す線、寸法および寸法補助線、引出線、破断線、輪郭線、中心線	破 線	-----	見えない部分の形を示す線	一 点 鎖 線	- · - · - · - ·	中心線、切断線、基準線、境界線、参考線	二 点 鎖 線	- · - · - · - ·	想像線、基準線、境界線、参考線などで一点鎖線と区別する必要があるとき。	[No]	20	Y	13.10	10.10	A_{No}	20-1	20-2	L	43.980	LA	85°19'36"	C/L	194.293		A	80.000	80.000	F_z	115.692 111.764	L	80.000	79.313	F	79.115 69.711	ΔR	3.304	2.557	W	76.084	X_m	39.669	34.931	A	89°	X	79.023	68.907			1-4 線種と線の太き用法 製図に用いる線は、JIS Z8312:1999「製図に用いる線」に準ずる。 線の種類は原則として実線、破線、一点鎖線、二点鎖線、の4種類とし、用法は以下によるものとする。 <table><tr><th>線 種</th><th>外 観</th><th>主 な 用 法</th></tr><tr><td>実 線</td><td>————</td><td>可視部分を示す線、寸法および寸法補助線、引出線、破断線、輪郭線、中心線</td></tr><tr><td>破 線</td><td>-----</td><td>見えない部分の形を示す線</td></tr><tr><td>一 点 鎖 線</td><td>- · - · - · - ·</td><td>中心線、切断線、基準線、境界線、参考線</td></tr><tr><td>二 点 鎖 線</td><td>- · - · - · - ·</td><td>想像線、基準線、境界線、参考線などで一点鎖線と区別する必要があるとき。</td></tr></table> 線の太さの比率によって細線、太線、極太線の3種類とし、紙に出力する場合の太さの比率は細線：太線：極太線＝1：2：4とする。 1-5 設計図面作図要領 設計図面記載については、次の事項に注意して行なうものとする。 1) 平 面 図 (イ) 測点の配置方向は、図面の左端を起点とし、右方に配置する。また、縦断面図とも測点配列の方向を合致させることとする。 (ロ) 河川の堤防、護岸等は下流を起点として上流に向かって追番号とする。 (ハ) 道路は起点から終点に向かって追番号とする。 (ニ) 海岸は、海岸名ごとの起点から終点に向かって追番号とする。 (ホ) 明示の幅は、工事施工に必要な幅に余裕をもつ幅とする。 (ヘ) 平面図には、計画工事箇所附近の現状地形のほか、計画路線、法線及びその中心観点番号並びに計画構造物等の平面的位置を表示する。 (ト) 平面図中において、現状の地形を表わす主要なる図式記号は、国土地理院の定めるものによる。なお、道路における中心線の表示は次による。 <table><tr><th>[No]</th><th>20</th><th>Y</th><th>13.10</th><th>10.10</th></tr><tr><td>A_{No}</td><td>20-1</td><td>20-2</td><td>L</td><td>43.980</td></tr><tr><td>LA</td><td>85°19'36"</td><td>C/L</td><td>194.293</td><td></td></tr><tr><td>A</td><td>80.000</td><td>80.000</td><td>F_z</td><td>115.692 111.764</td></tr><tr><td>L</td><td>80.000</td><td>79.313</td><td>F</td><td>79.115 69.711</td></tr><tr><td>ΔR</td><td>3.304</td><td>2.557</td><td>W</td><td>76.084</td></tr><tr><td>X_m</td><td>39.669</td><td>34.931</td><td>A</td><td>89°</td></tr><tr><td>X</td><td>79.023</td><td>68.907</td><td></td><td></td></tr></table> 平面図は道、府、県、市、郡、町、村、大字、小字等行政区画の名称及び寺社、学校、官公庁等の主要工作物の名称を記入する。		線 種	外 観	主 な 用 法	実 線	————	可視部分を示す線、寸法および寸法補助線、引出線、破断線、輪郭線、中心線	破 線	-----	見えない部分の形を示す線	一 点 鎖 線	- · - · - · - ·	中心線、切断線、基準線、境界線、参考線	二 点 鎖 線	- · - · - · - ·	想像線、基準線、境界線、参考線などで一点鎖線と区別する必要があるとき。	[No]	20	Y	13.10	10.10	A_{No}	20-1	20-2	L	43.980	LA	85°19'36"	C/L	194.293		A	80.000	80.000	F_z	115.692 111.764	L	80.000	79.313	F	79.115 69.711	ΔR	3.304	2.557	W	76.084	X_m	39.669	34.931	A	89°	X	79.023	68.907			記載の削除、変更追加
線 種	外 観	主 な 用 法																																																																																																																
実 線	————	可視部分を示す線、寸法および寸法補助線、引出線、破断線、輪郭線、中心線																																																																																																																
破 線	-----	見えない部分の形を示す線																																																																																																																
一 点 鎖 線	- · - · - · - ·	中心線、切断線、基準線、境界線、参考線																																																																																																																
二 点 鎖 線	- · - · - · - ·	想像線、基準線、境界線、参考線などで一点鎖線と区別する必要があるとき。																																																																																																																
[No]	20	Y	13.10	10.10																																																																																																														
A_{No}	20-1	20-2	L	43.980																																																																																																														
LA	85°19'36"	C/L	194.293																																																																																																															
A	80.000	80.000	F_z	115.692 111.764																																																																																																														
L	80.000	79.313	F	79.115 69.711																																																																																																														
ΔR	3.304	2.557	W	76.084																																																																																																														
X_m	39.669	34.931	A	89°																																																																																																														
X	79.023	68.907																																																																																																																
線 種	外 観	主 な 用 法																																																																																																																
実 線	————	可視部分を示す線、寸法および寸法補助線、引出線、破断線、輪郭線、中心線																																																																																																																
破 線	-----	見えない部分の形を示す線																																																																																																																
一 点 鎖 線	- · - · - · - ·	中心線、切断線、基準線、境界線、参考線																																																																																																																
二 点 鎖 線	- · - · - · - ·	想像線、基準線、境界線、参考線などで一点鎖線と区別する必要があるとき。																																																																																																																
[No]	20	Y	13.10	10.10																																																																																																														
A_{No}	20-1	20-2	L	43.980																																																																																																														
LA	85°19'36"	C/L	194.293																																																																																																															
A	80.000	80.000	F_z	115.692 111.764																																																																																																														
L	80.000	79.313	F	79.115 69.711																																																																																																														
ΔR	3.304	2.557	W	76.084																																																																																																														
X_m	39.669	34.931	A	89°																																																																																																														
X	79.023	68.907																																																																																																																
積算上の注意事項																																																																																																																		

改 定 理 由	橋梁下部工 フーチング施工における鉄筋組立架台の検討 (施工時における品質確保、安全性確保のため)	改 定	
		現 行	
現 行		改 定	備 考
現行なし 			

改 定 理 由	「生産性向上に向けたプレキャスト工法選定マニュアル(案) (令和6年3月 中国地整)」の追加	改 定	備 考			
		現 行				
現 行	改 定					
現行なし	→ 第5節 生産性向上に向けたプレキャスト工法選定マニュアル（案） 本マニュアルは、以下に示すコンクリート構造物の設計・施工段階において、工法選定を行う際に適用するものとする。 ・ボックスカルバート（断面：B5.0m×H5.0m 以下） ・L型擁壁（高さ：H3.0m 以下） 5－1概要 5－1－1目的 「プレキャスト工法選定マニュアル（案）」（以下「本マニュアル」という。）は、コンクリート構造物の設計・施工における標準的な工法選定（プレキャスト工法または現場打ち工法）を示すことで、建設現場における生産性向上を図ることを目的とする。 【解説】 建設業界は、他産業と比べ高齢化が進行しており、若手の入職も進んでいないなど、将来の建設業を支える担い手の確保が喫緊の課題となっている。また、令和6年4月からは時間外労働の罰則付き上限規制適用へも対応も必要となっており、建設業界が抱える課題を解決し、魅力ある建設業を実現していくためには、官民一体となって建設現場の生産性向上、働き方改革を実現していく必要がある。 これまで、中国地方整備局発注工事においてコンクリート構造物を設計・施工する際には、経済性に優れる現場打ち工法が採用されるケースが多い状況となっている。一方で、現場からの声として作業員不足や設計・施工の効率化の観点から、「コンクリート構造物のプレキャスト化」に関する強い要望がある。 プレキャスト工法は、建設現場における生産性向上、働き方改革、担い手確保といった建設業界が抱える課題解決に向けた有力な手法の一つであるため、プレキャスト工法の積極的な導入を目的として本マニュアルを作成したものである。 なお、本マニュアルに示された内容については、全国的な動向や今後の実施状況等をふまえ、必要に応じて見直しを行うこととする。 <各業界からの要望> <table><tr><td>施工者</td></tr><tr><td> ・i-Constructionにおいて、ICT施工などに比較してプレキャスト化は遅れているように感じる。コンクリート構造物のプレキャスト化は現場の生産性向上に大きく寄与できるため、積極的推進を期待する。 ・プレキャスト製品は経済性では不利だが、品質向上、省力化、工期短縮においては非常に有利であるため、プレキャスト化推進を希望する。 ・熟練工が不足しており人材確保が難しいため、経済性で劣ってもプレキャスト化推進を希望する。 ・工期短縮や省力化、品質向上に期待できるため、設計段階から採用の検討を行うべき。 ・大型構造物に関しても、プレキャスト化推進を希望する。 ・プレキャスト製品の施工は、現場養生等が不要であるため工期短縮に繋がる。省人化や安全性向上が期待できるためプレキャスト化推進を希望する。 ・2024年からの時間外労働の罰則付き上限規制適用に対応していく必要があるため、工期短縮が期待できるプレキャスト化推進を希望する。 </td></tr><tr><td>設計者</td></tr><tr><td> ・設計段階においても省力化に繋がるため、プレキャスト化推進を希望する。 ・技能労働者の高齢化等を踏まえ、プレキャスト化推進を希望する。 ・構造物の設計および現場施工の省力化、高品質化が図れるため、プレキャスト製品を積極的に採用したい。 </td></tr></table> 出典：中国地方整備局アンケート調査結果 R4.7	施工者	・i-Constructionにおいて、ICT施工などに比較してプレキャスト化は遅れているように感じる。コンクリート構造物のプレキャスト化は現場の生産性向上に大きく寄与できるため、積極的推進を期待する。 ・プレキャスト製品は経済性では不利だが、品質向上、省力化、工期短縮においては非常に有利であるため、プレキャスト化推進を希望する。 ・熟練工が不足しており人材確保が難しいため、経済性で劣ってもプレキャスト化推進を希望する。 ・工期短縮や省力化、品質向上に期待できるため、設計段階から採用の検討を行うべき。 ・大型構造物に関しても、プレキャスト化推進を希望する。 ・プレキャスト製品の施工は、現場養生等が不要であるため工期短縮に繋がる。省人化や安全性向上が期待できるためプレキャスト化推進を希望する。 ・2024年からの時間外労働の罰則付き上限規制適用に対応していく必要があるため、工期短縮が期待できるプレキャスト化推進を希望する。	設計者	・設計段階においても省力化に繋がるため、プレキャスト化推進を希望する。 ・技能労働者の高齢化等を踏まえ、プレキャスト化推進を希望する。 ・構造物の設計および現場施工の省力化、高品質化が図れるため、プレキャスト製品を積極的に採用したい。	記載の追加
施工者						
・i-Constructionにおいて、ICT施工などに比較してプレキャスト化は遅れているように感じる。コンクリート構造物のプレキャスト化は現場の生産性向上に大きく寄与できるため、積極的推進を期待する。 ・プレキャスト製品は経済性では不利だが、品質向上、省力化、工期短縮においては非常に有利であるため、プレキャスト化推進を希望する。 ・熟練工が不足しており人材確保が難しいため、経済性で劣ってもプレキャスト化推進を希望する。 ・工期短縮や省力化、品質向上に期待できるため、設計段階から採用の検討を行うべき。 ・大型構造物に関しても、プレキャスト化推進を希望する。 ・プレキャスト製品の施工は、現場養生等が不要であるため工期短縮に繋がる。省人化や安全性向上が期待できるためプレキャスト化推進を希望する。 ・2024年からの時間外労働の罰則付き上限規制適用に対応していく必要があるため、工期短縮が期待できるプレキャスト化推進を希望する。						
設計者						
・設計段階においても省力化に繋がるため、プレキャスト化推進を希望する。 ・技能労働者の高齢化等を踏まえ、プレキャスト化推進を希望する。 ・構造物の設計および現場施工の省力化、高品質化が図れるため、プレキャスト製品を積極的に採用したい。						
積算上の注意事項						

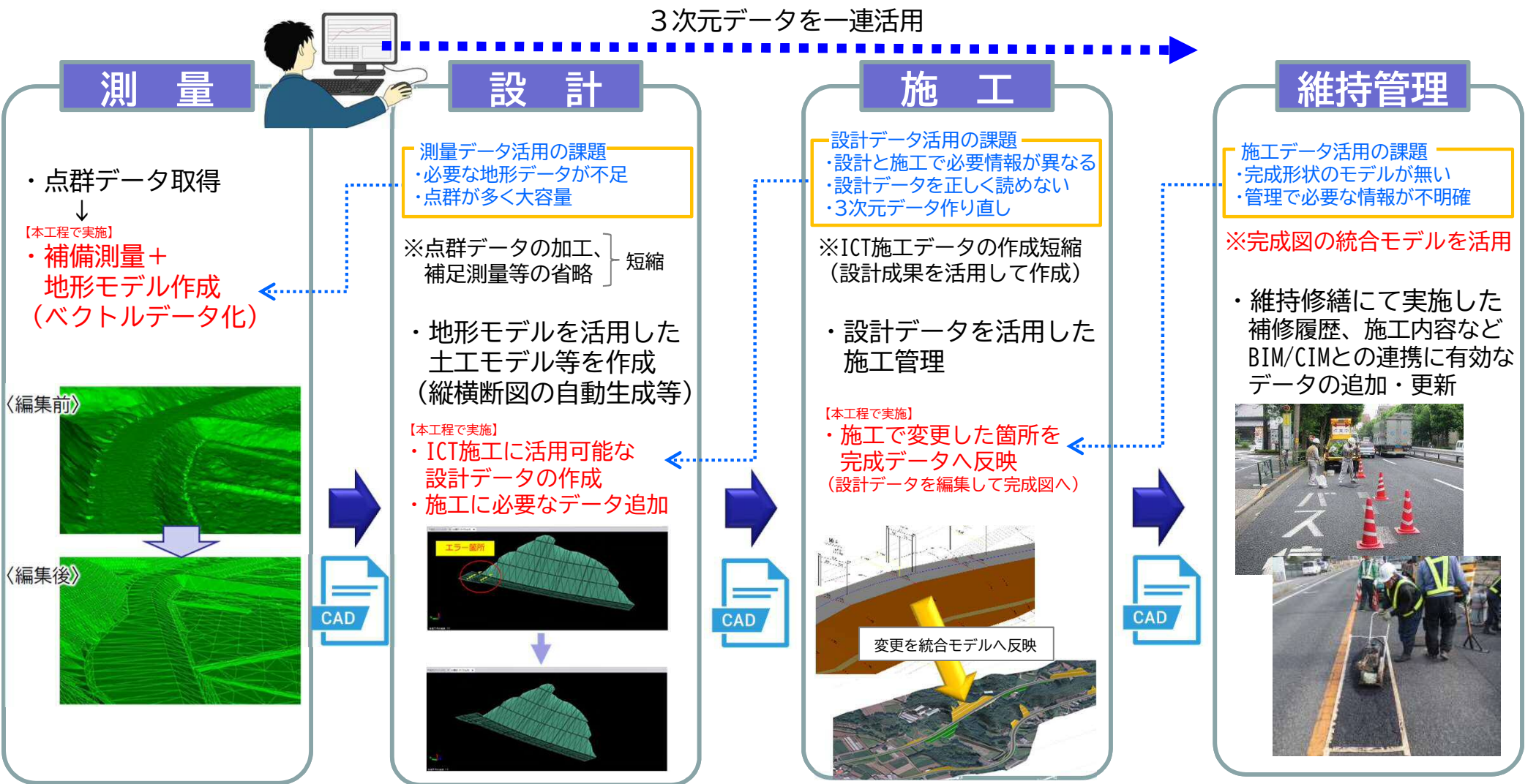
改 定 理 由	「生産性向上に向けたプレキャスト工法選定マニュアル(案) (令和6年3月 中国地整)」の追加	改 定	備 考
		現 行	
現 行		改 定	備 考
現行なし		5-2-3工法選定フロー コンクリート構造物の工法選定は図3に示すフローを標準とする。 図3. 工法選定フロー 【解説】 工法選定における留意点は以下のとおり。 ①施工条件等によりプレキャスト工法が適さない場合（事例） ・線形や斜角等、プレキャスト製品では対応が困難な場合。 ・プレキャスト製品据付のための十分な施工ヤードが確保できない場合。 ・プレキャスト製品据付のための重機搬入や部材の運搬が困難な場合。 ②プレキャストボックスカルバートの適用条件 ・1-2適用範囲に示す条件と大幅に異なる場合や、大規模な仮設を伴う場合などについては、現場条件に応じた個別検討を行うものとする。 ・適用範囲外（B5.0m×H2.5mを超える場合）の従来型ボックスカルバートについては、地震動の取扱いを各々検討したうえで部材寸法を決定する必要がある。 ・別途、型枠の製作が必要になる等、標準寸法以外の特殊な形状でイニシャルコストが大きく増加する可能性のある場合は個別検討が必要である。 ③プレキャストL型擁壁の適用条件 ・1-2適用範囲に示す条件と大幅に異なる場合は、現場条件に応じた個別検討を行うものとする。 ・背面が水平より大きい傾斜となる場合は、荷重増加により安定が確保できないことがあるため、車道端部及び歩道端部における適用を原則とし、それ以外の箇所は個別検討を行うものとする。 ・防護柵は、プレキャストガードレール基礎などの付帯施設と併用することを想定している。 ・高さ3mを超える場合は、補強土壁等との比較を考慮する必要がある。 ④個別検討 ・プレキャスト製品においては現場打ちと比較すると接合部などが増加することから、構造物としての要求性能や品質、耐久性等の確保を図るための検討を行うことも重要である。 ・適用範囲を超える場合でのプレキャスト製品採用検討時には、経済比較（原則3社以上での比較）を実施し、コストの縮減に努める必要がある。 ・高さ3mを超えるL型擁壁については、補強土壁等との比較も考慮する必要がある。	
積算上の注意事項			

改 定 理 由	BIM/CIMの基準・要領等の改訂に基づく更新 3次元データの活用ガイドライン(案)の追加	改 定	備 考
		現 行	
現 行	改 正		
第6節 地質・地盤リスクへの対応 土木施設の殆どは、土・地盤をそのまま、あるいは改変して基礎や材料として活用することによって施設の機能を確保しており、地質・地盤は極めて重要な存在である。 しかし、地質・地盤の大半は自然に形成されたものであり、一般にその分布や性質は不均質かつ複雑である。そのため、その性質や分布のすべてを事前に正確に把握することは難しくコストも要する。知り得る情報が限定的であるがゆえに不確実性が存在し、事業の安全性・効率性に影響を及ぼす場合がある。 事業にあたっては初期の段階から、地質・地盤条件に関する情報を適切に捉えていくとともに、各段階での不確実性等に対して、事業の各段階での残存リスクを次の段階に確実に引き継ぐなど、適切にリスクマネジメントしていくことがよい。 また、地質・地盤リスクマネジメントの実施の可否にあたっては事業の目的や状況、想定される地質・地盤リスクの大きさや影響等を考慮して判断する必要がある。 なお、地質・地盤リスクマネジメントの実施のあたっては、「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン（令和2年3月）：国土交通省大臣官房技術調査課、(国研)土木研究所、土木事業における地質・地盤リスクマネジメント検討委員会」を参照するのがよい。 第7節 BIM/CIMについて 建設現場に求められる生産性向上に関しては、測量・調査から設計、施工、監督・検査、維持管理・更新までの建設生産・管理システムの各段階における ICT 等の活用や規格の標準化、履行期限の平準化等による継続的な「カイゼン」を推進する i-Construction の推進に取り組む必要がある。 このことから、計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても、情報を充実させながらこれを活用し、あわせて事業全体にわたる関係者間で情報を共有することにより、一連の建設生産・管理システムにおける品質確保と共に受発注者双方の業務効率化・高度化を図る BIM/CIM(Building/ Construction Information Modeling, Management)に取り組むこととしている。 実施にあたっては、大規模構造物※1 の詳細設計業務において、原則として BIM/CIM 適用の対象として発注するとともに、大規模構造物の初期段階や大規模構造物以外の構造物及び各事業の測量・調査から設計においても積極的に活用する。 なお、BIM/CIM の活用にあたっては、BIM/CIM の基準・要領等※2 に基づき行うものとする。 ※1 ダム、橋梁、トンネル、港湾施設（栈橋） ※2 BIM/CIM の基準・要領等 http://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/spec_cons_new_r3.html 1-1-23	現行どおり 第7節 BIM/CIMについて 建設現場に求められる生産性向上に関しては、測量・調査から設計、施工、監督・検査、維持管理・更新までの建設生産・管理システムの各段階における ICT 等の活用や規格の標準化、履行期限の平準化等による継続的な「カイゼン」を推進する i-Construction の推進に取り組む必要がある。 このことから、計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても、情報を充実させながらこれを活用し、あわせて事業全体にわたる関係者間で情報を共有することにより、一連の建設生産・管理システムにおける品質確保と共に受発注者双方の業務効率化・高度化を図る BIM/CIM(Building/ Construction Information Modeling, Management)に取り組むこととしている。 令和5年度より直轄土木業務・工事において BIM/CIM 原則適用としており、適用にあたっては、BIM/CIM の基準・要領、活用の手引き、各段階における3次元データの効率的な活用に向けたガイドライン等 ※ に基づき行うものとする。 ※ BIM/CIM の基準・要領等（国総研ポータルサイト） https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/spec_cons_new.html BIM/CIM 原則適用、活用の手引き、各段階における3次元データの効果的・効率的な活用に向けたガイドライン（中国地方整備局ウェブサイト） https://www.cgr.mlit.go.jp/kikaku/bimcim/index.html	記載の変更	
積算上の注意事項			

中国地方整備局では、BIM/CIM原則適用やi-Constructionの更なる推進に向けて、建設事業の各段階での3次元データを有効に活用し、生産性向上を図ることを目的として、各事業段階での3次元データの連携について、試行を進めている。

測量から設計、施工、維持管理までの各段階において3次元データを効果的・効率的に活用していくために、データを作成する上で、各段階で活用しやすいデータとなるよう3次元データ作成にあたってのガイドライン(案)を検討。

3次元データが各段階で有効に活用されることにより、事業プロセス全般の効率化を図り、生産性の向上を目指す。

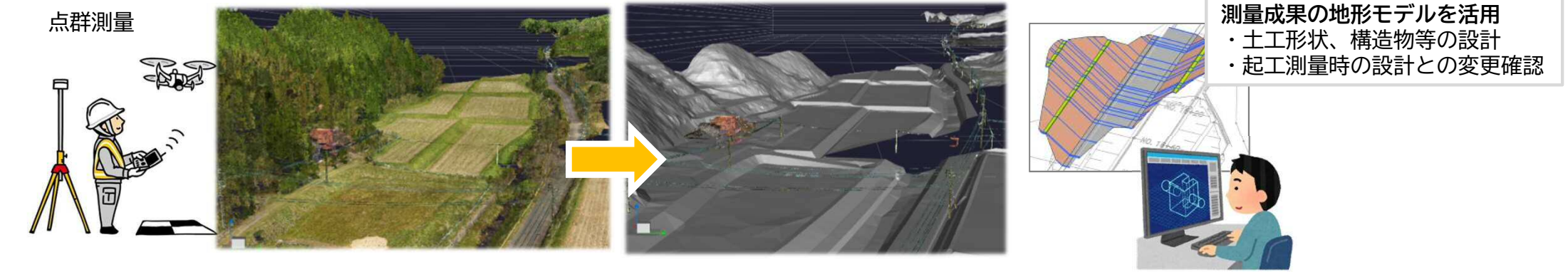


○ 測量～設計～施工で連携した3次元データの活用を図るため、**測量成果作成時に設計者が扱いやすい地形モデルの作成**により、設計工程以降でデータの連携活用を可能とするガイドラインを策定。

点群データを活用した地形モデル作成ガイドライン(案)

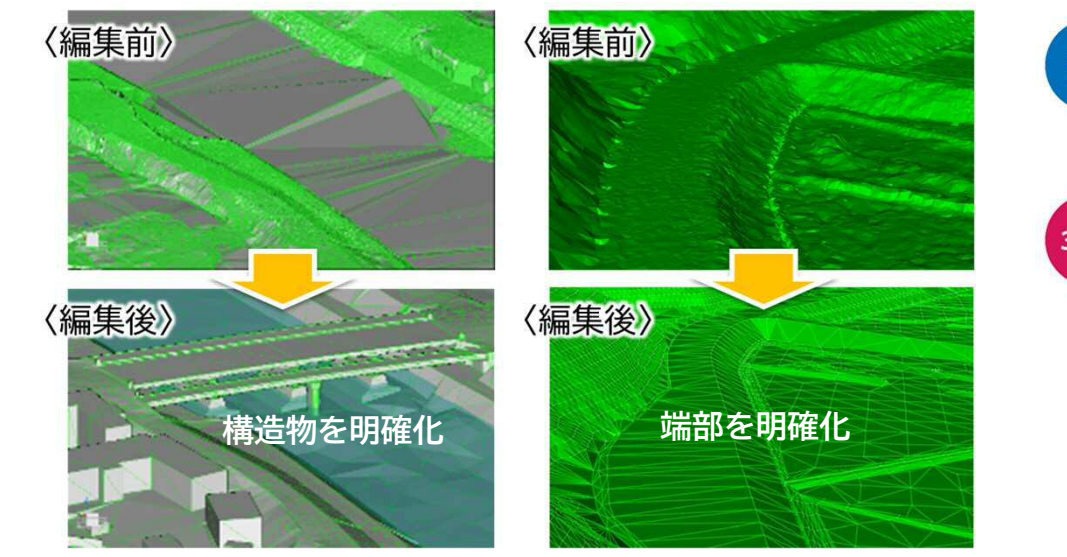
(山陰西部国道事務所・建設コンサルタント協会にてR4.1策定したもの編纂)

取得した点群データから地形モデルを作成

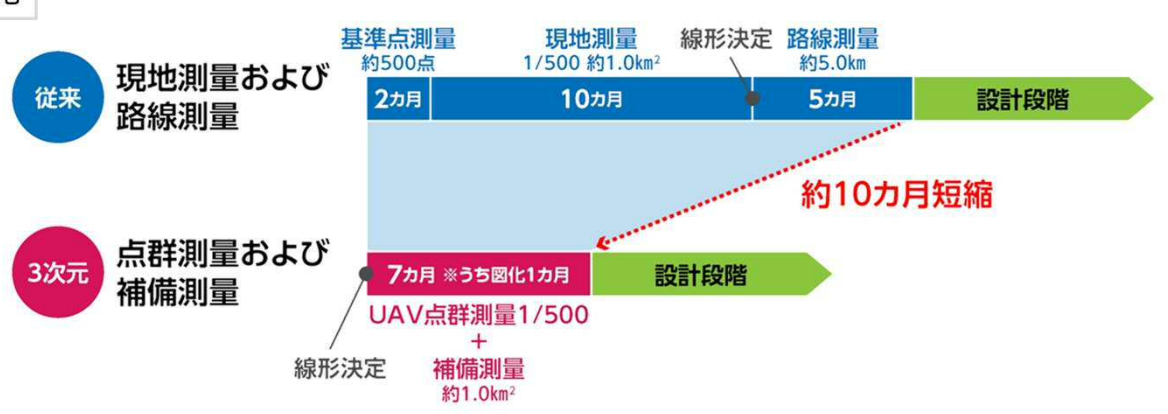


地形モデル作成にあたり、データ作成方法の留意点を含めて記載

- ・補備測量を実施し、既設構造物等の形状を明確化
- ・点群データの間引きにより、エッジ部分の形状の明確化とデータ容量の軽量化



3次元地形モデル作成による生産性向上効果

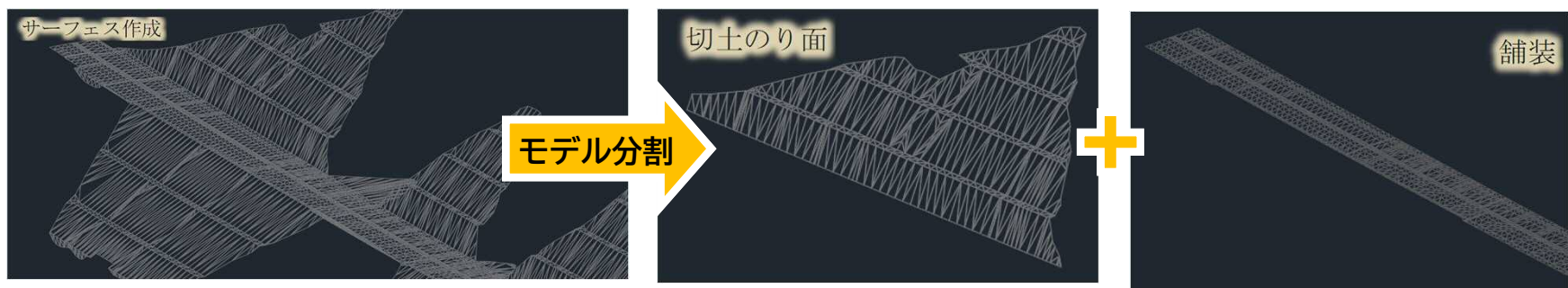


- ・事業着手段階から現地測量+3次元点群測量を活用
- ・詳細な3次元地形モデル作成により、測量作業期間の短縮
- ・設計段階へ早期にデータを連携でき、円滑な事業進行に活用

- 複数の3次元モデル(地形・地質・土工形状・構造物など)を重ね合わせて、表現を行うCIM統合モデルについて、モデルの分割位置や色調などを含め細部条件が統一化されていないため、**変更・修正時にはモデルの作り直し**が生じており、データの連携が図れていないことから、**後業務・後工程で利活用しやすいデータの作成**を示したガイドラインを策定。

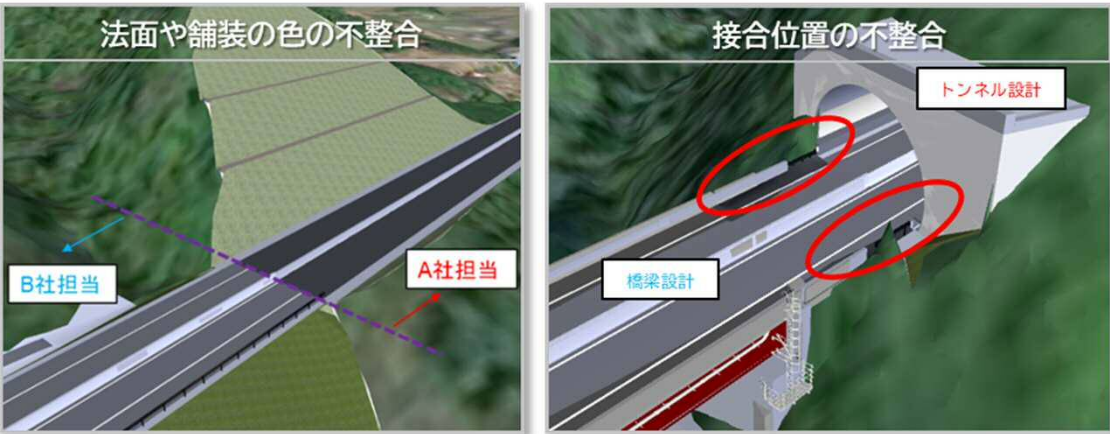
CIM統合モデル作成ガイドライン(案) (山陰西部国道事務所にて検討したもの編纂)

- ・3次元モデルを一つのグループで作成せず、区分毎に分割して作成することで、変更・修正時のモデル変更が容易
- ・**設計時に作成した3次元データ(線形・断面等)の共通フォーマットを施工用データに活用**(建設機械用にデータ編集)する際に作成ソフトの違いによるエラー確認等を記載することで、施工用データでの連携活用を目指す。



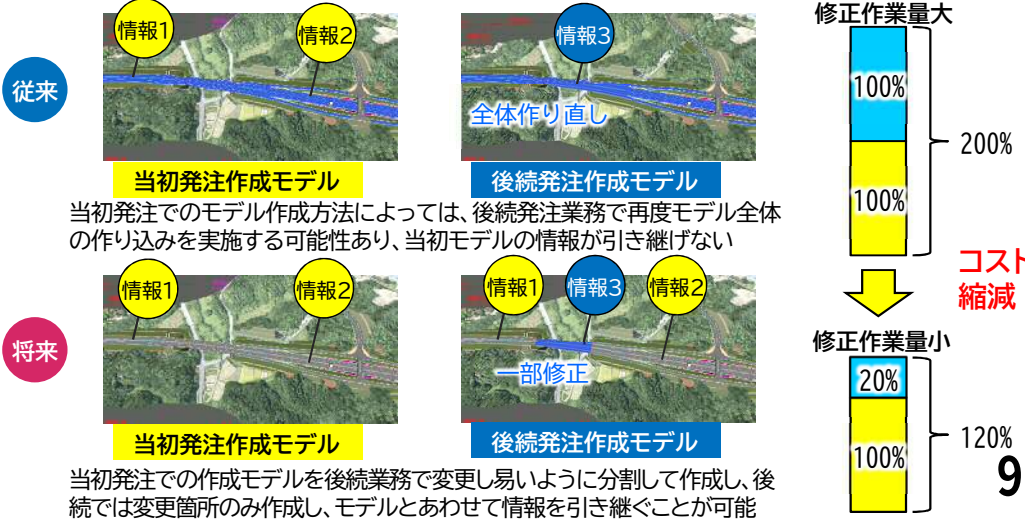
分割区分例
①舗装 (道路土工)
②舗装 (橋梁工)
③舗装 (トンネル工)
④舗装 (構造物接続部)
⑤中央分離帯 (道路土工)
⑥中央分離帯 (橋梁工)
⑦中央分離帯 (トンネル工)
⑧中央分離帯 (構造物接続部)
⑨区画線 (道路土工)
⑩区画線 (橋梁工)
⑪区画線 (トンネル工)
⑫区画線 (構造物接続部)

受注者によって、着色方法が異なっていたり、接続部の細かな規定が無い場合、重ねてモデルを作成する際に修正が必要な場合がある。



統合モデル作成方法の違いによる生産性向上効果

モデルの作り直し作業を減らすことで後工程の作業が効率的になる。



【1共通編-1設計一般-5新技術について】

改 定 理 由	新技術の活用検討「テーマ設定型(技術公募)の比較表を公表した技術テーマ」の更新	改 定		備 考																																																																																												
		現 行																																																																																														
現 行		改 正		備 考																																																																																												
表5-1 テーマ設定型(技術公募)の比較表を公表した技術テーマ					技術テーマ名変更																																																																																											
<table><tr><td>No.</td><td>技術テーマ(技術公募)</td></tr><tr><td>1</td><td>コンクリートのひび割れについて遠方より検出が可能な技術</td></tr><tr><td>2</td><td>上塗り塗装施工したままで可能な溶接部の亀裂・劣化調査技術</td></tr><tr><td>3</td><td>鉄筋コンクリート並びにプレストレストコンクリートのかぶり部における塩化物イオン含有量の非破壊・微破壊調査が可能な技術</td></tr><tr><td>4</td><td>目視困難な水中部にある鋼構造物の腐食や損傷等を非破壊で検査可能な技術</td></tr><tr><td>5</td><td>コンクリート構造物のうき・剥離を検出可能な非破壊検査技術</td></tr><tr><td>6</td><td>土木鋼構造物塗装剥離剤技術</td></tr><tr><td>7</td><td>遠隔操縦における作業効率向上に資する技術(無線通信技術、映像処理技術)</td></tr><tr><td>8</td><td>表面に凹凸がある護岸背面の空洞化を調査する技術</td></tr><tr><td>9</td><td>河川管理施設周辺の空洞化を測定する技術</td></tr><tr><td>10</td><td>新素材繊維接着工(コンクリート剥落対策技術)</td></tr><tr><td>11</td><td>路面性状を簡易に把握可能な技術</td></tr><tr><td>12</td><td>P C橋に用いる被覆P C鋼線技術</td></tr><tr><td>13</td><td>道路附属物の支柱路面境界部以下の変状を非破壊で検出できる技術</td></tr><tr><td>14</td><td>自動識別が可能なカメラ撮影・解析技術(夏冬タイヤ判別等)</td></tr><tr><td>15</td><td>道路附属物の基礎を簡易に設置する工法</td></tr><tr><td>16</td><td>UAV等を用いた砂防堰堤の自動巡回・画像取得技術①</td></tr><tr><td>17</td><td>建設機械の騒音低減に資する技術</td></tr><tr><td>18</td><td>道路トンネル点検記録の作成支援ロボット技術</td></tr><tr><td>19</td><td>施工性の良好なコンクリート含浸材技術(塩害対策)</td></tr><tr><td>20</td><td>施工性の良好なコンクリート含浸材技術(中性化対策)</td></tr><tr><td>21</td><td>河川堤防において、除草後の徒歩点検に変えて変状箇所(モグラ穴等)を計測できる技術</td></tr><tr><td>22</td><td>ライティング技術等の除雪作業の効率化に寄与する技術</td></tr><tr><td>23</td><td>AR(拡張現実)技術等の除雪作業の効率化に寄与する技術</td></tr><tr><td>24</td><td>先端技術等による自然エネルギー、ローカルエネルギーを活用した融雪技術</td></tr><tr><td>25</td><td>簡易に鋼材、鉄筋等の腐食状況を把握できる技術</td></tr><tr><td>26</td><td>耐久性に優れた超高強度繊維補強コンクリート技術</td></tr><tr><td>27</td><td>建設機械の安全装置に関する技術</td></tr><tr><td>28</td><td>建設発生土(河川浚渫・掘削土等)を活用した盛土材料(通常堤防・高規格堤防)としての改良技術、無害化技術(不溶化)</td></tr><tr><td>29</td><td>軟弱地盤上の堤防整備における周辺地盤に影響を与えない圧密・排水促進の技術(地盤改良を含む)</td></tr><tr><td>30</td><td>水中点検ロボットを使用したコンクリートダム堤体の水中点検技術</td></tr><tr><td>31</td><td>道路橋の塩害モニタリング技術</td></tr><tr><td>32</td><td>コンクリート舗装工事の効率化に貢献する技術</td></tr><tr><td>33</td><td>道路における雑草抑制技術</td></tr><tr><td>34</td><td>道路に設置する透光性遮音板の技術</td></tr><tr><td>35</td><td>トンネル覆工の防水技術</td></tr><tr><td>36</td><td>道路橋点検記録作成支援ロボット技術</td></tr><tr><td>37</td><td>道路トンネル非常用施設「自動通報施設」</td></tr><tr><td>38</td><td>道路橋の耐震性向上に資する制震ダンパー技術</td></tr><tr><td>39</td><td>UAV等を用いた砂防堰堤の自動巡回・画像取得技術②</td></tr><tr><td>40</td><td>建設機械の安全装置に関する技術(ドラグシャベル)</td></tr><tr><td>41</td><td>路面下空洞調査技術</td></tr><tr><td>42</td><td>露出した鉄筋等に対する除錆・防錆技術</td></tr><tr><td>43</td><td>堤防被災時に緊急復旧堤防の効率化、省力化を目的とした法面補強技術</td></tr><tr><td>44</td><td>橋梁伸縮装置止水部の補修に関する技術</td></tr><tr><td>45</td><td>無電化における管路部等の低コスト化に資する技術</td></tr></table>		No.	技術テーマ(技術公募)	1		コンクリートのひび割れについて遠方より検出が可能な技術	2	上塗り塗装施工したままで可能な溶接部の亀裂・劣化調査技術	3	鉄筋コンクリート並びにプレストレストコンクリートのかぶり部における塩化物イオン含有量の非破壊・微破壊調査が可能な技術	4	目視困難な水中部にある鋼構造物の腐食や損傷等を非破壊で検査可能な技術	5	コンクリート構造物のうき・剥離を検出可能な非破壊検査技術	6	土木鋼構造物塗装剥離剤技術	7	遠隔操縦における作業効率向上に資する技術(無線通信技術、映像処理技術)	8	表面に凹凸がある護岸背面の空洞化を調査する技術	9	河川管理施設周辺の空洞化を測定する技術	10	新素材繊維接着工(コンクリート剥落対策技術)	11	路面性状を簡易に把握可能な技術	12	P C橋に用いる被覆P C鋼線技術	13	道路附属物の支柱路面境界部以下の変状を非破壊で検出できる技術	14	自動識別が可能なカメラ撮影・解析技術(夏冬タイヤ判別等)	15	道路附属物の基礎を簡易に設置する工法	16	UAV等を用いた砂防堰堤の自動巡回・画像取得技術①	17	建設機械の騒音低減に資する技術	18	道路トンネル点検記録の作成支援ロボット技術	19	施工性の良好なコンクリート含浸材技術(塩害対策)	20	施工性の良好なコンクリート含浸材技術(中性化対策)	21	河川堤防において、除草後の徒歩点検に変えて変状箇所(モグラ穴等)を計測できる技術	22	ライティング技術等の除雪作業の効率化に寄与する技術	23	AR(拡張現実)技術等の除雪作業の効率化に寄与する技術	24	先端技術等による自然エネルギー、ローカルエネルギーを活用した融雪技術	25	簡易に鋼材、鉄筋等の腐食状況を把握できる技術	26	耐久性に優れた超高強度繊維補強コンクリート技術	27	建設機械の安全装置に関する技術	28	建設発生土(河川浚渫・掘削土等)を活用した盛土材料(通常堤防・高規格堤防)としての改良技術、無害化技術(不溶化)	29	軟弱地盤上の堤防整備における周辺地盤に影響を与えない圧密・排水促進の技術(地盤改良を含む)	30	水中点検ロボットを使用したコンクリートダム堤体の水中点検技術	31	道路橋の塩害モニタリング技術	32	コンクリート舗装工事の効率化に貢献する技術	33	道路における雑草抑制技術	34	道路に設置する透光性遮音板の技術	35	トンネル覆工の防水技術	36	道路橋点検記録作成支援ロボット技術	37	道路トンネル非常用施設「自動通報施設」	38	道路橋の耐震性向上に資する制震ダンパー技術	39	UAV等を用いた砂防堰堤の自動巡回・画像取得技術②	40	建設機械の安全装置に関する技術(ドラグシャベル)	41	路面下空洞調査技術	42	露出した鉄筋等に対する除錆・防錆技術	43	堤防被災時に緊急復旧堤防の効率化、省力化を目的とした法面補強技術	44	橋梁伸縮装置止水部の補修に関する技術	45	無電化における管路部等の低コスト化に資する技術	10 コンクリート剥落防止技術(旧テーマ名:新素材繊維接着工(コンクリート剥落対策技術))	
No.	技術テーマ(技術公募)																																																																																															
1	コンクリートのひび割れについて遠方より検出が可能な技術																																																																																															
2	上塗り塗装施工したままで可能な溶接部の亀裂・劣化調査技術																																																																																															
3	鉄筋コンクリート並びにプレストレストコンクリートのかぶり部における塩化物イオン含有量の非破壊・微破壊調査が可能な技術																																																																																															
4	目視困難な水中部にある鋼構造物の腐食や損傷等を非破壊で検査可能な技術																																																																																															
5	コンクリート構造物のうき・剥離を検出可能な非破壊検査技術																																																																																															
6	土木鋼構造物塗装剥離剤技術																																																																																															
7	遠隔操縦における作業効率向上に資する技術(無線通信技術、映像処理技術)																																																																																															
8	表面に凹凸がある護岸背面の空洞化を調査する技術																																																																																															
9	河川管理施設周辺の空洞化を測定する技術																																																																																															
10	新素材繊維接着工(コンクリート剥落対策技術)																																																																																															
11	路面性状を簡易に把握可能な技術																																																																																															
12	P C橋に用いる被覆P C鋼線技術																																																																																															
13	道路附属物の支柱路面境界部以下の変状を非破壊で検出できる技術																																																																																															
14	自動識別が可能なカメラ撮影・解析技術(夏冬タイヤ判別等)																																																																																															
15	道路附属物の基礎を簡易に設置する工法																																																																																															
16	UAV等を用いた砂防堰堤の自動巡回・画像取得技術①																																																																																															
17	建設機械の騒音低減に資する技術																																																																																															
18	道路トンネル点検記録の作成支援ロボット技術																																																																																															
19	施工性の良好なコンクリート含浸材技術(塩害対策)																																																																																															
20	施工性の良好なコンクリート含浸材技術(中性化対策)																																																																																															
21	河川堤防において、除草後の徒歩点検に変えて変状箇所(モグラ穴等)を計測できる技術																																																																																															
22	ライティング技術等の除雪作業の効率化に寄与する技術																																																																																															
23	AR(拡張現実)技術等の除雪作業の効率化に寄与する技術																																																																																															
24	先端技術等による自然エネルギー、ローカルエネルギーを活用した融雪技術																																																																																															
25	簡易に鋼材、鉄筋等の腐食状況を把握できる技術																																																																																															
26	耐久性に優れた超高強度繊維補強コンクリート技術																																																																																															
27	建設機械の安全装置に関する技術																																																																																															
28	建設発生土(河川浚渫・掘削土等)を活用した盛土材料(通常堤防・高規格堤防)としての改良技術、無害化技術(不溶化)																																																																																															
29	軟弱地盤上の堤防整備における周辺地盤に影響を与えない圧密・排水促進の技術(地盤改良を含む)																																																																																															
30	水中点検ロボットを使用したコンクリートダム堤体の水中点検技術																																																																																															
31	道路橋の塩害モニタリング技術																																																																																															
32	コンクリート舗装工事の効率化に貢献する技術																																																																																															
33	道路における雑草抑制技術																																																																																															
34	道路に設置する透光性遮音板の技術																																																																																															
35	トンネル覆工の防水技術																																																																																															
36	道路橋点検記録作成支援ロボット技術																																																																																															
37	道路トンネル非常用施設「自動通報施設」																																																																																															
38	道路橋の耐震性向上に資する制震ダンパー技術																																																																																															
39	UAV等を用いた砂防堰堤の自動巡回・画像取得技術②																																																																																															
40	建設機械の安全装置に関する技術(ドラグシャベル)																																																																																															
41	路面下空洞調査技術																																																																																															
42	露出した鉄筋等に対する除錆・防錆技術																																																																																															
43	堤防被災時に緊急復旧堤防の効率化、省力化を目的とした法面補強技術																																																																																															
44	橋梁伸縮装置止水部の補修に関する技術																																																																																															
45	無電化における管路部等の低コスト化に資する技術																																																																																															
46 打設直後のセメント、コンクリートの養生技術																																																																																																
47 急傾斜法面等に適用できる草刈り技術																																																																																																
48 建設機械の安全装置に関する技術(ブルドーザ・ホイールローダ)																																																																																																
1-1-22																																																																																																
積算上の注意事項																																																																																																

改 定 理 由	R5年度事務連絡を反映した改定 (R5.11.6付事務連絡 明かり部におけるコンクリート舗装のワイヤロープ式防護柵について)	改 定	備 考
		現 行	
現	行	改 正	備 考
設置方法 歩行者自転車用柵を設置する際は、道路および交通の状況を十分考慮して、防護柵機能を発揮できるように設置するものとする。 (1) 高 さ 歩行者自転車用柵を設置する際は、設置する柵所定の路面から柵面の上端までの高さが確保されるよう、設置するものとする。 (2) 基 礎 土工区間に歩行者自転車用柵を設置する場合は、設置する地盤の形状、土質条件などを十分に照査したうえで、また、橋梁、高架などの構造物上に歩行者自転車用柵を設置する場合は、設置する構造物の耐力を十分に照査したうえで、設置するものとする。 (3) 柵間のすり抜け防止 転落防止を目的として同一種別の歩行者自転車用柵を設置する場合は、原則として連続して設置するものとする。 異なる種別の柵を設置する必要がある場合は、柵と柵の間から歩行者等が容易にすり抜けないう、柵相互の間隔に留意して設置するものとする。 (4) 合流部などでの視認性確保 道路の合流部または交差点などに歩行者自転車用柵を設置する場合は、運転者が道路および交通の状況を適切に確認できるよう、視線の妨げとならない設置を行うものとする。 (5) 色 彩 歩行者自転車用柵の色彩は、良好な景観形成に配慮した適切な色彩とするものとする。 (6) 積雪地域における対応 積雪地域において歩行者自転車用柵を設置する場合は、必要に応じて積雪による荷重を考慮して設置するものとする。 1-4 ワイヤロープ式防護柵 ワイヤロープ式防護柵については、「ワイヤロープ式防護柵整備ガイドライン(案)」(令和4年9月 寒地土木研究所)を参考にする。	3-4-11	現行どおり 1-4 ワイヤロープ式防護柵 ワイヤロープ式防護柵については、「ワイヤロープ式防護柵整備ガイドライン(案)」(令和4年9月 寒地土木研究所)及び「明かり部におけるコンクリート舗装のワイヤロープ式防護柵について」(令和5年11月6日事務連絡)を参考にする。	
積算上の注意事項			記載の変更

改 正 理 由	R5年度発出事務連絡を反映した修正 (R5.11.6付事務連絡 明かり部におけるコンクリート舗装のワイヤロープ式防護柵について)	改 定	
		現 行	
現 行		改 正	備 考
現行なし		「明かり部におけるコンクリート舗装のワイヤロープ式防護柵について」 (令和5年11月6日) 【既設コンクリート舗装】 事業箇所毎に計画している設置延長分について、プレート式と削孔式の各々の金額を算出して比較を行い、安価な方を選定する。ただし、構造上、鉄筋切断による影響が避けられない場合はプレート式による施工の採用も検討すること。なお、削孔式を選定する場合は、下記に留意して施工すること。 □普通コンクリート舗装区間 鉄網やタイバーの位置を鉄筋探査や3次元データ等により確認し、支柱ピッチを検討するなどして、タイバーの切断を避けるものとする。鉄網の切断は構造的な影響がないため許容するが、削孔表面部に出る部分の防錆措置を検討する。 □連続鉄筋コンクリート舗装区間 タイバー及び鉄筋等設置位置を鉄筋探査や3次元データ等により確認し、支柱ピッチを検討するなどして、タイバー等の切断を避けるものとする。やむを得ず、鉄筋を切断する場合は切断後の必要鉄筋量を検証(縦方向鉄筋の鉄筋比が標準値内(0.6%～0.7%：土木工事設計マニュアル 7-4-2 連続鉄筋コンクリート舗装の構造細目より))すること。その場合、削孔表面部に出る部分の防錆措置を検討する。 【新設コンクリート舗装】 コンクリート打設時にボイド管を設置し、事前に建込孔を設置する事が考えられるが、ボイド管が傾斜する可能性が高いなど施工に課題が多いため、プレート式と削孔式の各々の全施工延長分の金額を算出して比較を行い、安価な方を選定する。ただし、構造上、鉄筋切断による影響が避けられない場合はプレート式による施工の採用も検討すること。なお、削孔式を選定する場合は、下記に留意して施工すること。 □普通コンクリート舗装区間 ワイヤロープ式防護柵の設置が計画されている区間は、タイバーの設置位置や支柱が設置されるセンターライン付近には鉄網の設置を控える等、設計の段階から削孔による施工を考慮した設計を行う。施工にあたっては、タイバーの設置位置の3次元データ等を確認し、タイバーの切断を避けるよう配慮すること。 □連続鉄筋コンクリート舗装区間 ワイヤロープ式防護柵の設置が計画されている区間は、支柱が設置されるセンターライン付近には削孔による鉄筋切断の影響を避けるよう鉄筋配置を検討するなど、設計の段階から削孔による施工を考慮した設計を行う。やむを得ず、鉄筋を切断する場合は切断後の必要鉄筋量を検証(縦方向鉄筋の鉄筋比が標準値内(0.6%～0.7%：土木工事設計マニュアル 7-4-2 連続鉄筋コンクリート舗装の構造細目より))及び、削孔表面部に出る部分の防錆措置を設計時から検討しておくこと。施工にあたっては、タイバー及び鉄筋等設置位置の3次元データ等を確認し、タイバー等の切断を避けるよう配慮すること。	記載の追加
積算上の注意事項			

改 定 理 由	R4年度事務連絡を反映した改定 (R5.3.17付事務連絡 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴う道路標識の取扱いについて)		改 定	備 考
	現 行	改 正	現 行	
	現行なし	→ 2－19 自転車歩行者専用道路に関する規制標識について 一般道等から自専道への案内方法、自動車専用道本線からの出口案内方法については、令和5年3月17日事務連絡「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴う道路標識の取扱いについて」によるものとする。 (以下、令和5年3月17日事務連絡「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴う道路標識の取扱いについて」抜粋) 自転車歩行者専用道路に設置する「普通自転車等及び歩行者等専用 (325 の3)」の取扱いについて 規制標識「普通自転車等及び歩行者等専用 (325 の3)」は、道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車歩行者専用道路であること、道路交通法第八条第一項の道路標識により特定小型原動機付自転車及び普通自転車以外の車両の通行が禁止された道路であること、又は道路交通法第六十三条の四第一項第一号の道路標識により特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が通行可能な歩道であることを表しており、それぞれ規制内容に差異がある。 自転車歩行者専用道路は、構造的に分離して設けられる道路であることから、外形的に識別可能であると考えられるが、自転車歩行者専用道路であることを明示する必要がある場合には、別紙の図1の通り、補助標識「規制理由 (510 の2)」を附置することとする。特に、ナショナルサイクルルートを構成する自転車歩行者専用道路については、別紙の図2の通り、補助標識「規制理由 (510 の2)」と案内標識「道路の通称名 (119-C)」を附置することとする。  図1 ナショナルサイクルルート以外の自転車歩行者専用道路の設置する道路  図1 ナショナルサイクルルートである自転車歩行者専用道路に設置する道路標識 ※寸法等は道路標識、区画線及び道路標示に関する命令表第二によるものとする	記載の追加	
積算上の注意事項				

【1共通編-1設計一般-3適用示方書・指針等】

改 定 理 由		適用示方書・指針改定等による更新				改 定																																																																																															
						現 行																																																																																															
現		行				改 定				備 考																																																																																											
		<table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所 名</th><th>発行年月</th></tr><tr><td>33</td><td>建設工事公衆災害防止対策要綱の解説</td><td>国土交通省大臣官房技術調査課 土地・建設産業局 建設業課</td><td>R元. 9</td></tr><tr><td>34</td><td>薬液注入工法の設計・施工指針</td><td>日本 グ ラ ウ ト 協 会</td><td>H元年. 6</td></tr><tr><td>35</td><td>薬液注入工法による建設工事に 関する 暫定指針</td><td>建設省</td><td>S49. 7</td></tr><tr><td>36</td><td>建設発生土利用技術マニュアル</td><td>土木研究センター</td><td>H25. 12</td></tr><tr><td>37</td><td>建設副産物適正処理推進要綱の 解説</td><td>建設副産物リサイクル 広報推進会議</td><td>H14. 11</td></tr><tr><td>38</td><td>仮設計画ガイドブック (I) (II)</td><td>全日本建設技術協会</td><td>H23. 3</td></tr><tr><td>39</td><td>機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガ イドライン</td><td>機械式鉄筋定着工法技 術検討委員会</td><td>H28. 7</td></tr><tr><td>40</td><td>流動性を高めた現場打ちコンク リートの活用に関するガイドライ ン</td><td>流動性を高めたコンク リートの活用検討委員 会</td><td>H29. 3</td></tr><tr><td>41</td><td>現場打ちコンクリート構造物に適用す る機械式鉄筋継手工法ガイドライン</td><td>機械式鉄筋継手工法技 術検討委員会</td><td>H29. 3</td></tr><tr><td>42</td><td>コンクリート橋のプレキャスト化 ガイドライン</td><td>橋梁等のプレキャスト 化及び標準化による生 産性向上検討委員会</td><td>H30. 6</td></tr></table>				番号	名 称	発 行 所 名	発行年月	33	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説	国土交通省大臣官房技術調査課 土地・建設産業局 建設業課	R元. 9	34	薬液注入工法の設計・施工指針	日本 グ ラ ウ ト 協 会	H元年. 6	35	薬液注入工法による建設工事に 関する 暫定指針	建設省	S49. 7	36	建設発生土利用技術マニュアル	土木研究センター	H25. 12	37	建設副産物適正処理推進要綱の 解説	建設副産物リサイクル 広報推進会議	H14. 11	38	仮設計画ガイドブック (I) (II)	全日本建設技術協会	H23. 3	39	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガ イドライン	機械式鉄筋定着工法技 術検討委員会	H28. 7	40	流動性を高めた現場打ちコンク リートの活用に関するガイドライ ン	流動性を高めたコンク リートの活用検討委員 会	H29. 3	41	現場打ちコンクリート構造物に適用す る機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技 術検討委員会	H29. 3	42	コンクリート橋のプレキャスト化 ガイドライン	橋梁等のプレキャスト 化及び標準化による生 産性向上検討委員会	H30. 6	現行どおり																																																			
番号	名 称	発 行 所 名	発行年月																																																																																																		
33	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説	国土交通省大臣官房技術調査課 土地・建設産業局 建設業課	R元. 9																																																																																																		
34	薬液注入工法の設計・施工指針	日本 グ ラ ウ ト 協 会	H元年. 6																																																																																																		
35	薬液注入工法による建設工事に 関する 暫定指針	建設省	S49. 7																																																																																																		
36	建設発生土利用技術マニュアル	土木研究センター	H25. 12																																																																																																		
37	建設副産物適正処理推進要綱の 解説	建設副産物リサイクル 広報推進会議	H14. 11																																																																																																		
38	仮設計画ガイドブック (I) (II)	全日本建設技術協会	H23. 3																																																																																																		
39	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガ イドライン	機械式鉄筋定着工法技 術検討委員会	H28. 7																																																																																																		
40	流動性を高めた現場打ちコンク リートの活用に関するガイドライ ン	流動性を高めたコンク リートの活用検討委員 会	H29. 3																																																																																																		
41	現場打ちコンクリート構造物に適用す る機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技 術検討委員会	H29. 3																																																																																																		
42	コンクリート橋のプレキャスト化 ガイドライン	橋梁等のプレキャスト 化及び標準化による生 産性向上検討委員会	H30. 6																																																																																																		
		3-2 河川関係								記載の変更																																																																																											
		<table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所 名</th><th>発行年月</th></tr><tr><td>1</td><td>国土交通省河川砂防技術 基準計画編</td><td>国土交通省水管理・国 土 保 全 局</td><td>R4. 6</td></tr><tr><td>2</td><td>河川砂防技術基準 調査編</td><td>国土交通省水管理・国 土 保 全 局</td><td>R5. 5</td></tr><tr><td>3</td><td>改訂新版 建設省河川砂防技術 基準 (案) 同解説設計編Ⅰ・Ⅱ</td><td>日 本 河 川 協 会</td><td>H9. 10</td></tr><tr><td>4</td><td>河川砂防技術基準 維持管理編 (河川編) 維持管理編 (ダム編) 維持管理編 (砂防編)</td><td>国土交通省水管理・国 土 保 全 局</td><td>R3. 10 H28. 3 H28. 3</td></tr><tr><td>5</td><td>港湾の施設の技術上の基準・同解説</td><td>日 本 港 湾 協 会</td><td>H30. 5</td></tr><tr><td>6</td><td>港湾要覧</td><td>〃</td><td>S55. 9</td></tr><tr><td>7</td><td>海岸保全施設の技術上の基準 ・同解説</td><td>全 国 海 岸 協 会</td><td>H30. 9</td></tr><tr><td>8</td><td>海洋鋼構造物設計指針 (案) 解説</td><td>土 木 学 会</td><td>S48. 8</td></tr><tr><td>9</td><td>海洋コンクリート構造物設計施工 指針 (案)</td><td>〃</td><td>S51. 12</td></tr><tr><td>10</td><td>ダム設計基準</td><td>日本大ダム会議</td><td>S53. 8</td></tr><tr><td>11</td><td>河川改修事業関係例規集</td><td>日 本 河 川 協 会</td><td>毎年発行</td></tr><tr><td>12</td><td>海岸関係法令例規集</td><td>全 国 海 岸 協 会</td><td>〃</td></tr><tr><td>13</td><td>ジャケット式鋼製護岸 設計指針 (案)</td><td>日 本 港 湾 協 会</td><td>S52. 3</td></tr><tr><td>14</td><td>ダム基礎岩盤グラウチングの 施工指針</td><td>土 木 学 会</td><td>S47. 6</td></tr><tr><td>15</td><td>海岸保全施設の技術上の基準</td><td>国 交 省 ・ 農 林 省</td><td>H26. 12</td></tr><tr><td>16</td><td>仮締切堤設置基準 (案)</td><td>国土交通省水管理・国 土 保 全 局</td><td>H26. 12</td></tr><tr><td>17</td><td>堤防余盛基準</td><td>〃</td><td>S44. 1</td></tr><tr><td>18</td><td>ダム基礎地質調査基準</td><td>日本大ダム会議</td><td>S51. 4</td></tr><tr><td>19</td><td>ダム構造物管理基準</td><td>〃</td><td>S61. 5</td></tr><tr><td>20</td><td>解説 河川管理施設等構造令</td><td>日 本 河 川 協 会</td><td>H12. 1</td></tr><tr><td>21</td><td>改訂版 砂防設計公式集 (マニュアル)</td><td>全国治水砂防協会</td><td>S61. 5</td></tr></table>				番号	名 称	発 行 所 名	発行年月	1	国土交通省河川砂防技術 基準計画編	国土交通省水管理・国 土 保 全 局	R4. 6	2	河川砂防技術基準 調査編	国土交通省水管理・国 土 保 全 局	R5. 5	3	改訂新版 建設省河川砂防技術 基準 (案) 同解説設計編Ⅰ・Ⅱ	日 本 河 川 協 会	H9. 10	4	河川砂防技術基準 維持管理編 (河川編) 維持管理編 (ダム編) 維持管理編 (砂防編)	国土交通省水管理・国 土 保 全 局	R3. 10 H28. 3 H28. 3	5	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日 本 港 湾 協 会	H30. 5	6	港湾要覧	〃	S55. 9	7	海岸保全施設の技術上の基準 ・同解説	全 国 海 岸 協 会	H30. 9	8	海洋鋼構造物設計指針 (案) 解説	土 木 学 会	S48. 8	9	海洋コンクリート構造物設計施工 指針 (案)	〃	S51. 12	10	ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8	11	河川改修事業関係例規集	日 本 河 川 協 会	毎年発行	12	海岸関係法令例規集	全 国 海 岸 協 会	〃	13	ジャケット式鋼製護岸 設計指針 (案)	日 本 港 湾 協 会	S52. 3	14	ダム基礎岩盤グラウチングの 施工指針	土 木 学 会	S47. 6	15	海岸保全施設の技術上の基準	国 交 省 ・ 農 林 省	H26. 12	16	仮締切堤設置基準 (案)	国土交通省水管理・国 土 保 全 局	H26. 12	17	堤防余盛基準	〃	S44. 1	18	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 4	19	ダム構造物管理基準	〃	S61. 5	20	解説 河川管理施設等構造令	日 本 河 川 協 会	H12. 1	21	改訂版 砂防設計公式集 (マニュアル)	全国治水砂防協会	S61. 5	現行どおり							
番号	名 称	発 行 所 名	発行年月																																																																																																		
1	国土交通省河川砂防技術 基準計画編	国土交通省水管理・国 土 保 全 局	R4. 6																																																																																																		
2	河川砂防技術基準 調査編	国土交通省水管理・国 土 保 全 局	R5. 5																																																																																																		
3	改訂新版 建設省河川砂防技術 基準 (案) 同解説設計編Ⅰ・Ⅱ	日 本 河 川 協 会	H9. 10																																																																																																		
4	河川砂防技術基準 維持管理編 (河川編) 維持管理編 (ダム編) 維持管理編 (砂防編)	国土交通省水管理・国 土 保 全 局	R3. 10 H28. 3 H28. 3																																																																																																		
5	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日 本 港 湾 協 会	H30. 5																																																																																																		
6	港湾要覧	〃	S55. 9																																																																																																		
7	海岸保全施設の技術上の基準 ・同解説	全 国 海 岸 協 会	H30. 9																																																																																																		
8	海洋鋼構造物設計指針 (案) 解説	土 木 学 会	S48. 8																																																																																																		
9	海洋コンクリート構造物設計施工 指針 (案)	〃	S51. 12																																																																																																		
10	ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8																																																																																																		
11	河川改修事業関係例規集	日 本 河 川 協 会	毎年発行																																																																																																		
12	海岸関係法令例規集	全 国 海 岸 協 会	〃																																																																																																		
13	ジャケット式鋼製護岸 設計指針 (案)	日 本 港 湾 協 会	S52. 3																																																																																																		
14	ダム基礎岩盤グラウチングの 施工指針	土 木 学 会	S47. 6																																																																																																		
15	海岸保全施設の技術上の基準	国 交 省 ・ 農 林 省	H26. 12																																																																																																		
16	仮締切堤設置基準 (案)	国土交通省水管理・国 土 保 全 局	H26. 12																																																																																																		
17	堤防余盛基準	〃	S44. 1																																																																																																		
18	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 4																																																																																																		
19	ダム構造物管理基準	〃	S61. 5																																																																																																		
20	解説 河川管理施設等構造令	日 本 河 川 協 会	H12. 1																																																																																																		
21	改訂版 砂防設計公式集 (マニュアル)	全国治水砂防協会	S61. 5																																																																																																		
						16 仮締切堤設置基準 (案)				国土交通省水管理・国 土 保 全 局 R6. 3																																																																																											
						現行どおり																																																																																															
		1-1-12																																																																																																			
積算上の注意事項																																																																																																					

改 定 理 由		適用示方書・指針改定等による更新		改 定		備 考		
現		行		現 行				
3－5 機械関係						記載の変更		
番号	名 称	発 行 所 名	発行年月	1	機械工事共通仕様書（案）		大臣官房技術調査課施工企画室	R 6. 3
1	機械工事共通仕様書（案）	総合政策局公共事業企画調整課	R 5. 3	現行どおり				
2	機械工事完成図書作成要領（案）	総合政策局建設施工企画課	H 1 9. 3	削除				
3	機械工事施工管理基準（案）	総合政策局公共事業企画調整課	R 3. 3					
4	機械工事特記仕様書作成要領(案)	総合政策局公共事業企画調整課	H 2 9. 3	4	機械工事塗装要領(案)・同解説		総合政策局公共事業企画調整課	R 3. 2
5	機械工事塗装要領(案)・同解説	日本建設機械化協会	R 3. 2	5	ダム・堰施設技術基準(案)		国土交通省	H 2 8. 3
6	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H 2 8. 3	6	(参考) ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)		ダム・堰施設技術協会	R 2. 7
7	(参考) ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H 2 3. 7	7	水門・樋門ゲート設計要領(案)		〃	H 1 3. 1 2
8	水門・樋門ゲート設計要領(案)	〃	H 1 3. 1 2	8	鋼製起伏ゲート設計要領(案)		〃	R 2. 1 0
9	鋼製起伏堰設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H 1 1. 1 0	9	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)		〃	H 1 2. 6
10	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	〃	H 1 2. 6	10	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)		〃	H 1 2. 8
11	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	〃	H 1 2. 8	11	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準（案）		国土交通省	H 2 7. 3
12	揚排水ポンプ設備技術基準・同解説	河川ポンプ施設技術協会	R 2. 1	12	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準（案）・同解説		国土交通省	H 2 7. 3
13	救急排水ポンプ設備技術指針・解説	〃	H 6. 8	13	揚排水ポンプ設備技術基準・同解説		河川ポンプ施設技術協会	R 2. 1
14	ポンプゲート式小規模排水機場設計マニュアル(案)	〃	H 1 5. 3	14	救急排水ポンプ設備技術指針		総合政策局公共事業企画調整課 水管理・国土保全局治水課	H 6. 8
15	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説	日本道路協会	H 2 0. 1 0	15	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説		日本道路協会	H 2 0. 1 0
16	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	〃	H 1 3. 1 0	16	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説		〃	R 1. 9
17	道路管理施設等設計指針(案)、道路管理施設等設計要領(案)	日本建設機械化協会	H 1 5. 7	17	道路管理施設等設計指針(案)、道路管理施設等設計要領(案)		日本建設機械化協会	H 1 5. 7
1-1-19								
積算上の注意事項								

改 定 理 由	「道路の移動等円滑化に関するガイドライン(令和6年1月)」改訂による更新	改 定		備 考
		現 行		
第7章 立体横断施設 第1節 適用基準等 1－1 全 般 立体横断施設の設計については「立体横断施設技術基準・同解説」（昭和54年1月（社）日本道路協会）及び建設省制定土木構造物標準設計第5巻（横断歩道橋・地下横断歩道）によるほか、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン（令和4年6月：国土交通省道路局）」によるものとする。 第2節 立体横断施設整備構造基準 2－1 基本的考え方 直轄国道における立体横断施設整備に当たっては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー新法」）」及び「移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（通称「道路移動等円滑化基準」）」等に中国地方整備局運用標準を加味した基準を統一的に適用するものであるが、整備にあたっては、関係する県・市町村及び高齢者、障害者等の意見を聞くなど地域の状況に応じて実施することを原則とする。 第3節 横断歩道橋 3－1 耐震設計 (1) （社）日本道路協会より発行されている「立体横断施設技術基準・同解説」（昭和54年1月）の「Ⅲ．横断歩道橋編3－8．地震の影響」において、「地震の影響については、「道路橋耐震設計指針」を適用するものとする。」と規定されているが、このうち「道路橋耐震設計指針」については、「道路橋示方書・同解説Ⅴ耐震設計編」（平成29年11月）を適用する。 (2) このため、（社）日本道路協会より発行されている「立体横断施設技術基準・同解説」（昭和54年1月）の当該箇所の解説を参考として設計を行うことは、適切ではなく、標準設計水平震度の補正係数を定める際の地域区分、落橋防止構造の考え方等は、「道路橋示方書・同解説Ⅴ耐震設計編」（平成29年11月）によらねたい。 第4節 地下横断歩道 4－1 設計一般 (1) 危険物貯蔵地下タンク等との関係 地下横断歩道を計画、施工する付近に危険物貯蔵地下タンクがある場合は「消防法」第10条および「危険物の規制に関する政令」第13条（地下タンク貯蔵所の基準）に適合しなければならない。 3-7-1		第7章 立体横断施設 第1節 適用基準等 1－1 全 般 立体横断施設の設計については「立体横断施設技術基準・同解説」（昭和54年1月（社）日本道路協会）及び建設省制定土木構造物標準設計第5巻（横断歩道橋・地下横断歩道）によるほか、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン（令和6年1月：国土交通省道路局）」によるものとする。 現行どおり		記載の変更
積算上の注意事項				

改 正 理 由	「道路の移動等円滑化に関するガイドライン(令和6年1月)」、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(令和6年6月)」改訂による更新	改 定	備 考
		現 行	
現 行	改 正	備 考	
第8章 歩道及び自転車通行空間 第1節 適用基準等 1-1 全 般 歩道等の設計については「道路構造令の解説と運用」(令和3年3月(社)日本道路協会)によるほか、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン(令和4年6月：国土交通省道路局)」,「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成28年7月：国土交通省道路局,警察庁交通局)」によるものとする。 第2節 歩道等整備構造基準 2-1 基本的考え方 直轄国道における歩道整備に当たっては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称「バリアフリー新法」)」及び「移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(通称「道路移動等円滑化基準」)」等に中国地方整備局運用標準を加味した基準を統一的に適用するものであるが、整備にあたっては、関係する県・市町村及び高齢者、障害者等の意見を聞くなど地域の状況に応じて実施することを原則とする。 2-2 項目別内容 (1) 歩道等と車道等の分離 【道路移動等円滑化基準 第7条第1項】 ①歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。 【道路移動等円滑化基準 第7条第2項】 ②歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは15cm以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。 【道路移動等円滑化基準 第7条第3項】 ③歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくはさくを設けるものとする。 3-8-1	第8章 歩道及び自転車通行空間 第1節 適用基準等 1-1 全 般 歩道等の設計については「道路構造令の解説と運用」(令和3年3月(社)日本道路協会)によるほか、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン(令和6年1月：国土交通省道路局)」,「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(令和6年6月：国土交通省道路局,警察庁交通局)」によるものとする。 現行どおり	記載の変更	
積算上の注意事項			

改 定 理 由	「コンクリート標準示方書(維持管理編) (2022年制定)」改訂による更新	改 定	備 考
		現 行	
現 行	改 定		備 考
第2節 橋梁の維持修繕 2-1 適用基準等 橋梁の維持修繕は本マニュアルによるほか下記要綱等によること。 道路維持修繕要綱 道路橋補修便覧 鋼橋の疲労 鋼道路橋防食便覧 鋼道路橋塗装・防食便覧資料集 道路橋床版防水便覧 道路橋支承便覧 道路橋補修・補強事例集 鋼道路橋の部分塗替え塗装要領（案） コンクリート標準示方書（維持管理編） セメント系材料を用いたコンクリート構造物の補修・補強指針 連続繊維シートを用いたコンクリート構造物の補修補強指針 電気化学的防食工法指針 表面保護工法 設計施工指針（案） 健全度診断マニュアル コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針 支承部補修・補強工事施工の手引き 昭和53年 7月 昭和54年 2月 平成 9年 5月 平成26年 3月 平成22年 9月 平成19年 3月 平成30年12月 平成24年 3月 平成21年 9月 2018年制定 2018年 6月 平成12年 7月 令和2年2月 平成17年 4月 平成15年 2022年1月 平成25年1月 (社) 日本道路協会 (社) 日本道路協会 (社) 日本道路協会 (社) 日本道路協会 (社) 日本道路協会 (社) 日本道路協会 (社) 日本道路協会 (社) 日本道路協会 国土交通省 (社) 土木学会 (社) 土木学会 (社) 土木学会 (社) 土木学会 土木研究所、日本構造物診断技術協会 (社) 日本コンクリート工学協会 (社) 日本橋梁建設協会 また、下記ガイドライン、マニュアル等も参考とすると良い。 ・塩害橋梁維持管理マニュアル（案）平成20年 4月 橋梁塩害対策検討委員会 ・アルカリ骨材反応による劣化を受けた道路橋の橋脚・橋台躯体に関する補修・補強ガイドライン（案）平成20年 3月 ASRIに関する対策検討委員会 2-2 概 説 橋梁の異常に対する措置にあたっては、異常の程度や原因について調査検討をして判断しなければならないが、補修により効果の期待できるものについては、早期に手当を施し、橋梁の耐用年数を保持するよう努力する必要がある。しかしながら、大がかりな補修を計画する場合には、新しく橋梁を架け替える場合との経済比較を行う必要がある。経済比較では単に補修費と改築費との工費比較だけではなく、既設橋の老朽度、幅員、設計荷重、前後の道路の線形、道路の改築計画、関係河川の改修計画、将来交通量などを考慮して近い将来に既設橋を新しい橋に架け替える必要が生じるかどうかの検討も同時に行う必要がある。 補修の一般的な手順を以下のフロー示す。 3-9-11	現行どおり コンクリート標準示方書（維持管理編） 2022年制定 （社）土木学会 現行どおり	記載の変更	
積算上の注意事項			